

6/19/78

# 泊原発運転差し止め命令

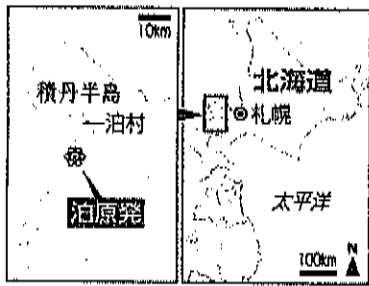
## 「津波対策不十分」初判断

札幌地裁

北海道電力泊原発1-3号機(泊村)で事故が起きれば生命や身体の安全が脅かされるとして、周辺住民ら約千二百人が北海道電に運転差し止めや廃炉を求めた訴訟の判決で、札幌地裁

は三十一日、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」などとして、現在定期検査中の三基の運転差し止めを命じた。原告側によると、津波対策を理由に運転を認めなかった判決は

初めて。関連の面、判決要旨の面  
二〇一一年の東京電力福島第一原発事故後、運転差し止めの判決は三例目。初の司法判断となった廃炉請求については「必要な具体



的事柄が見いだせない」として棄却した。原告のうち、半径三十キロ以内に住む四十四人の請求を認め、事

- 判決要旨**
- 北海道電力泊原発1-3号機を運転してはならない
  - 津波に対する安全性の基準を満たしていない
  - 北海道電の立証終了時期の見通しが立たず、審理継続は相当でない
  - 廃炉まで必要な具体的事柄は見いだせない
  - 使用済み核燃料の危険性は認めるが、原告側の撤去請求は棄却

故が起きた際に人格権侵害の恐れが認められると断じた。

北海道電は「到底承服できず、速やかに控訴の手続

きを行う」とのコメントを出した。

谷口哲也裁判長は判決理由で「(既存の)防潮堤の地盤に液状化が生じる可能性がないことを相当な資料によって裏付けていない」とし、新たに建設予定の防潮堤の構造も決まっていないと指摘。津波の際に基準を満たす防護施設が存在しないと判断し、原発は安全性を欠くとした。使用済み核燃料の撤去については、北海道電の安全性に関する説明は十分でなく、危険性は認められるものの、原告は撤去先を特定しておらず、請求権がないとして棄却し

た。

立証責任は本来なら原告側にあるが、原発を保有、運用し、知見や資料を有する北海道電が安全性を満たしていることを立証する必要があると説明。今年一月に審理を打ち切る形で判決を出した経緯を巡っては、北海道電側が「長期間経過しても主張、立証を終える時期の見通しが立たない」として「審理を継続することは相当ではない」と述べた。

福島原発事故後の訴訟では、福井地裁が一四年五月に関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)、昨年三月には水戸地裁が日本原子力発電東海第二原発(茨城県)の運転をいずれも認めない判決を言い渡した。泊原発は全基が停止中。一三年七月、福島の原発事故の教訓を踏まえて策定された原発の新規制基準施行と同時に、北海道電は原子力規制委員会に再稼働に向けた審査を申請。審査が続いている。

# 願い結実旗掲げ万歳

## 泊運転差し止め原告団喜び

原発の安全性を問題視し、原告らの願いは提訴から十年半を経て結実した。札幌地裁が三十一日、言い渡した北海道電力泊原発訴訟の判決。谷口哲也裁判長が「願頭に全三基の運転差し止めを命じる手文を読み上げると、庭内からは小さな声で「よし」「やった」と喜びをかみしめる声があふれた。原告らは理由の朗読に何度もうなすいたり、ほほえんだりしていた。●面参照

午後三時過ぎ、雨が降り



北海道電力泊原発の廃炉や運転差し止めを求めた訴訟の判決後、「差し止め 認める」と書かれた紙を掲げる原告団ら＝三十一日午後、札幌地裁前で

しきる中、地裁前では、庁舎内から走って来た原告団の関係者らが「差し止め

認める」と記された旗を掲げた。傍聴席の抽選に選ばれた外で結果を待っていた支障者らからは「おお」とどよめき上がり、万歳をする人もいた。

地裁前に駆け付けた支障者の金指良己さん(八二)札幌市はうれしいう。命を大切にする裁判官がいて良かった。自らの安全を立証できなかったような会社が原発を運転するなんて恐ろしい」と興奮した様子で話した。

その後に関われた井藤団や原告の報告会で斎藤武一原告団長(八二)北海道に原発のない未来をつくる第一歩だ」と判決の手紙を強調。会場となった市内の

井藤団長の市川守弘弁護士は「極めて順当な、当然の判決だ。細かい点で不満は残るが、1・3号機全て

の稼働を認めないとした点は評価したい。早く判決を確定させたい」と力を込めた。

北海道電力泊原発を巡る札幌地裁判決は、津波対策の不備を裁判所が独自に判断した。原発の安全性を巡る司法での闘いは中部各地でも継続中で、原告らに期待が広がった。

護団長、井藤謙一弁護士(八二)は「原子力規制委員会が判断する前に、司法が差し止めを下したことが画期的」と語った。

大津での訴訟では、「原発の地盤安定性の評価などを争点に、井藤が訴へ。井戸井護士は札幌の訴訟で「泊原発の地盤や津波の危険性が露骨に評価されるかどうかを心配していた」といって「素直な判断で非常に喜ばれている」と話した。

名古屋地裁でも、運転開始から四十年を超えて美浜3号機、高浜1・2号機を運転するのは危険だとして、国を相手取り、規制委による延長認可の取り消しを求める訴訟が続く。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長(数賀市議)は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するのでは」と、裁判面によって異なる判決が出る現状は、立地地域に混乱を生じさせる「コメン」し、国民の不信や不安が生じることを危惧した。

石地さんは二〇一四年に大飯3、4号機の運転を差し止める判決が出た福井地裁の裁判でも原告の一人だった。この裁判では、地裁で勝利したが、一八年に控訴審で逆転敗訴が確定。地元でも原発の安全への関心が薄れつつあるという。「国民にもう一度、関心を持ってもらいたい。かけがえのない命を」と期待した。

滋賀県民らが大阪、高浜、美浜の三原発の運転差し止めを求めて大津地裁に起こした訴訟の原告弁

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長(数賀市議)は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するのでは」と、裁判面によって異なる判決が出る現状は、立地地域に混乱を生じさせる「コメン」し、国民の不信や不安が生じることを危惧した。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長(数賀市議)は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するのでは」と、裁判面によって異なる判決が出る現状は、立地地域に混乱を生じさせる「コメン」し、国民の不信や不安が生じることを危惧した。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長(数賀市議)は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するのでは」と、裁判面によって異なる判決が出る現状は、立地地域に混乱を生じさせる「コメン」し、国民の不信や不安が生じることを危惧した。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会の湖上隆徳会長(数賀市議)は「規制委による審査がほとんどは裁判所が判断するのでは」と、裁判面によって異なる判決が出る現状は、立地地域に混乱を生じさせる「コメン」し、国民の不信や不安が生じることを危惧した。